

令和5年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する
調査結果について（概要版）

厚生労働省が実施した令和5年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	146 件	164 件	149 件
	虐待判断件数	70 件	78 件	89 件
	被虐待者数	70 人	78 人	89 人
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	107 件	89 件	86 件
	虐待判断件数	20 件	36 件	17 件
	被虐待者数	21 人	43 人	34 人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	9 件	6 件	9 件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数（滋賀労働局において虐待判断が行われますが、件数等は公表されていません）

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

（1）相談・通報受理件数

- 県内の 19 市町および県で受け付けた相談・通報件数は、146 件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は 70 件、被虐待者数は 70 人でした。

（2）相談・通報者

- 相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が 63 件（43.2%）と最も多く、次いで「本人による届け出」が 24 件（16.4%）、「当該市町行政職員」が 19 件（13.0%）でした。

表 1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計（実数）
R5年度	件	24	7	1	3	1	63	0	12	19	5	4	19	4	146
	割合	16.4%	4.8%	0.7%	2.1%	0.7%	43.2%	0.0%	8.2%	13.0%	3.4%	2.7%	13.0%	2.7%	－
R4年度	件	31	6	3	8	1	60	1	11	24	4	0	18	0	164
	割合	18.9%	3.7%	1.8%	4.9%	0.6%	36.6%	0.6%	6.7%	14.6%	2.4%	0.0%	11.0%	0.0%	－

（注）割合は、相談・通報件数の総数（R5：146件、R4：164件）に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が40件(57.1%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が24件(34.3%)、「放棄・放置」、「経済的虐待」が8件(11.4%)でした。

表2 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計(実数)
R5年度	件数	40	6	24	8	8	70
	割合	57.1%	8.6%	34.3%	11.4%	11.4%	—
R4年度	件数	38	2	40	4	14	78
	割合	48.7%	2.6%	51.3%	5.1%	17.9%	—

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R5:70件、R4:78件)に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

○各市町の判断では、「重度(生命・身体・生活に関する重大な危機)」に該当するのは4件(5.7%)でした。

表3 虐待の深刻度(各市町の判断によるもの)

		重度 生命・身体・生活に 関する重大な危険	中度 生命・身体・生活に 著しい影響	軽度 生命・身体・生活 への影響	合計 (実数)
R5年度	件数	4	34	48	70
	割合	5.7%	48.6%	68.6%	100.0%
R4年度	件数	7	33	58	78
	割合	9.0%	42.3%	74.4%	100.0%

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R5:70件、R4:78件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別では性別では「男性」が34人(48.6%)、「女性」が35人(50.0%)でした。年齢では「20～29歳」が20人(28.6%)と最も多く、次いで「50～59歳」が17人(24.3%)、「40～49歳」が13人(18.6%)でした。

○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が47人(67.1%)と最も多く、次いで「精神障害」が20人(28.6%)、「身体障害」が11人(15.7%)でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合計
R5年度	人数	34	35	1	70
	割合	48.6%	50.0%	1.4%	100.0%
R4年度	人数	27	51	0	78
	割合	34.6%	65.4%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R5:70人、R4:78人)に対するもの。

表5 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R5年度	人数	6	20	8	13	17	5	1	0	70
	割合	8.6%	28.6%	11.4%	18.6%	24.3%	7.1%	1.4%	0.0%	100.0%
R4年度	人数	3	23	11	20	14	4	3	0	78
	割合	3.8%	29.5%	14.1%	25.6%	17.9%	5.1%	3.8%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R5:70人、R4:78人)に対するもの。

表6 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計(実数)
R5年度	人数	11	47	20	0	1	0	70
	割合	15.7%	67.1%	28.6%	0.0%	1.4%	0.0%	-
R4年度	人数	7	45	28	3	2	0	78
	割合	9.0%	57.7%	35.9%	3.8%	2.6%	0.0%	-

（注）割合は、被虐待者数の総数（R5：70人、R4：78人）に対するもの。

（6）被虐待者から見た虐待者の続柄

○被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が24人（33.3%）と最も多く、次いで「父」が21人（29.2%）、「兄弟」が10人（13.9%）の順でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
R5年度	人数	21	24	4	3	0	0	0	0	10	4	0	1	5	0	72
	割合	29.2%	33.3%	5.6%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.9%	5.6%	0.0%	1.4%	6.9%	0.0%	100.0%
R4年度	人数	31	25	8	0	2	0	0	0	9	6	0	0	3	0	84
	割合	36.9%	29.8%	9.5%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%	7.1%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	100.0%

（注）割合は、虐待者数の総数（R5：72人、R4：84人）に対するもの。

（7）虐待への対応等

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は8件（11.4%）で、そのうち「契約による障害福祉サービスの利用」が6件（75.0%）でした。

○一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は50件（71.4%）で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が36件（72.0%）、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が29件（58.0%）でした。

表8 虐待への対応策としての分離の有無

	R5年度		R4年度	
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	8	11.4%	17	21.8%
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	50	71.4%	51	65.4%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	10	14.3%	5	6.4%
現在対応について検討・調整中の事例	2	2.9%	3	3.8%
その他	0	0.0%	2	2.6%
合計	70	100.0%	78	100.0%

（注1）割合は、虐待判断事例件数の総数（R5：70人、R4：78人）に対するもの。

表9 分離を行った事例における対応の内訳（複数回答）

	R5年度		R4年度	
	件数	割合	件数	割合
契約による障害福祉サービスの利用	6	75.0%	4	23.5%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	1	12.5%	2	11.8%
障害福祉サービスの利用または措置以外の方法による一時保護	0	0.0%	3	17.6%
医療機関への一時入院	0	0.0%	4	23.5%
その他	1	12.5%	4	23.5%
合計(実数)	8	100.0%	17	100.0%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	2	25.0%	3	17.6%

(注) 割合は、分離を行った事例件数の総数(R5: 8人、R4: 17人)に対するもの。

表10 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	R5年度		R4年度	
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	36	72.0%	34	66.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	7	14.0%	9	17.6%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	13	26.0%	7	13.7%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	4	8.0%	4	7.8%
再発防止のための定期的な見守りの実施	29	58.0%	39	76.5%
その他	7	14.0%	10	19.6%
合計(実数)	50	-	51	-

(注) 割合は、分離していない事例件数の総数(R5: 50件、R5: 51件)に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、107件でした。

○市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は、20件でした。

(2) 相談・通報者

○相談・通報者(複数回答)の内訳は、「相談支援専門員、他の施設・事業所の職員」、「当該施設・事業所職員」が21件(19.6%)と最も多く、次いで「当該施設、事業所設置者、管理者」が20件(18.7%)でした。

表11 相談・通報者(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員・医療機関従事者	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
R5年度	件数	9	7	0	0	1	21	21	20	5	2	3	2	0	0	2	12	3	107
	割合	8.4%	6.5%	0.0%	0.0%	0.9%	19.6%	19.6%	18.7%	4.7%	1.9%	2.8%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	11.2%	2.8%	-
R4年度	件数	12	5	0	0	0	16	20	30	2	0	1	0	0	1	1	7	1	89
	割合	13.5%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	18.0%	22.5%	33.7%	2.2%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	7.9%	1.1%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(R5: 107件、R4: 89件)に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

○施設・事業所の種別は、「障害者支援施設」、「共同生活援助」が最も多く5件(25.0%)、次いで「生活介護」が3件(15.0%)でした。

表12 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	R5 年度		R4 年度	
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	5	25.0%	5	13.9%
重度訪問介護	0	0.0%	1	2.8%
行動援護	0	0.0%	1	2.8%
療養介護	2	10.0%	1	2.8%
生活介護	3	15.0%	5	13.9%
自立訓練	0	0.0%	1	2.8%
就労継続支援A型	0	0.0%	2	5.6%
就労継続支援B型	2	10.0%	7	19.4%
共同生活援助	5	25.0%	11	30.6%
放課後等デイサービス	2	10.0%	2	5.6%
短期入所	1	5.0%	0	0.0%
合計	20	100.0%	36	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R5:20件、R4:36件)に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が14件(70.0%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が10件(50.0%)でした。

表13 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
R5年度	件数	14	5	10	7	3	20
	割合	70.0%	25.0%	50.0%	35.0%	15.0%	—
R4年度	件数	14	3	18	7	4	36
	割合	38.9%	8.3%	50.0%	19.4%	11.1%	—

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R5:20件、R4:36件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別は、男性が10人(47.6%)、女性が11人(52.4%)でした。年齢では、20～29歳が7人(33.3%)と最も多く、次いで「30～39歳」が5人(23.8%)でした。障害種別では、「知的障害」が21人(100.0%)と最も多く、次いで「身体障害」が5人(23.9%)、「精神障害」が1人(4.8%)でした。

表14 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R5年度	人数	10	11	21
	割合	47.6%	52.4%	100.0%
R4年度	人数	29	14	43
	割合	67.4%	32.6%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R5:21人、R4:43人)に対するもの。

表 15 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R5年度	人数	2	7	5	3	3	1	0	0	21
	割合	9.5%	33.3%	23.8%	14.3%	14.3%	4.8%	0.0%	0.0%	100.0%
R4年度	人数	2	8	7	7	12	3	4	0	43
	割合	4.7%	18.6%	16.3%	16.3%	27.9%	7.0%	9.3%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R5:21人、R4:43人)に対するもの。

表 16 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計 (実数)
R5年度	件数	5	21	1	0	0	0	21
	割合	23.8%	100.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	-
R4年度	件数	13	32	8	2	0	0	43
	割合	30.2%	74.4%	18.6%	4.7%	0.0%	0.0%	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(R5:21人、R4:43人)に対するもの。

(6) 虐待者の職種

○虐待者の職種は「生活支援員」、「世話人」が7人(25.9%)でした。

表 17 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	R5年度		R4年度	
	人数	割合	人数	割合
設置者・経営者	1	3.7%	4	9.5%
サービス管理責任者	2	7.4%	2	4.8%
管理者	4	14.8%	3	7.1%
医師	0	0.0%	0	0.0%
看護職員	5	18.5%	0	0.0%
生活支援員	7	25.9%	13	31.0%
理学療法士	0	0.0%	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%	0	0.0%
職業指導員	1	3.7%	1	2.4%
就労支援員	0	0.0%	1	2.4%
地域生活支援員(自立生活援助)	0	0.0%	0	0.0%
就労定着支援員(就労定着支援)	0	0.0%	0	0.0%
サービス提供責任者	0	0.0%	0	0.0%
世話人	7	25.9%	8	19.0%
機能訓練指導員	0	0.0%	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%	0	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%	0	0.0%
指導員	0	0.0%	3	7.1%
保育士	0	0.0%	0	0.0%
児童発達支援管理責任者	0	0.0%	0	0.0%
機能訓練担当職員	0	0.0%	0	0.0%
児童指導員	0	0.0%	0	0.0%
栄養士	0	0.0%	0	0.0%
調理員	0	0.0%	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%	0	0.0%
居宅介護従事者	0	0.0%	1	2.4%
重度訪問介護従業者	0	0.0%	0	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%	0	0.0%
その他従事者	0	0.0%	5	11.9%
不明	0	0.0%	1	2.4%
合計	27	100.0%	42	100.0%

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数(R5:27人、R4:42人)に対するもの。

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

○虐待の事実が認められた事例20件への対応は、市町による「施設等に対する指導」が17件、「改善計画書提出依頼」が11件、「従事者への注意・指導」が4件でした。

表 18 市町による指導等（複数回答）

（単位：件）

		R5年度	R4年度
市町による指導等	施設等に対する指導	17	26
	改善計画書提出依頼	11	18
	従事者への注意・指導	4	9
	その他	0	1

表 19 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		R5年度	R4年度
障害者総合支援法または児童福祉法に基づく県および大津市による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	0	2
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0

3. 使用者による障害者虐待について

（1）相談・通報受理件数

○県内の 19 市町および県で受け付けた相談・通報件数は、9 件でした。

○「本人による届け出」が 5 件（55.6%）、「相談支援専門員・施設・事業所の職員」が 2 件（22.2%）でした。

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数（滋賀労働局において虐待判断が行われますが、滋賀労働局が受理した通報件数や虐待判断件数等は公表されていません）

表 20 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	就業・生活支援センター	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
R5年度	件数	5	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	9
	割合	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	-
R4年度	件数	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	割合	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

（注）割合は、相談・通報件数の総数（R5：9件、R4：6件）に対するもの。

4. 本県の特徴・取組等

(1) 本県の特徴

養護者による虐待および障害者福祉施設従事者等による虐待のいずれにおいても、相談・通報件数や虐待判断件数が、人口が同程度の他県と比較して多くなっています。

また、養護者による虐待では、相談・通報者の内訳では「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が63件（43.2%）と高い割合を占め、障害者福祉施設従事者等による虐待では「相談支援専門員、他の施設・事業所の職員」、「当該施設・事業所職員」が21件（19.6%）と最も多くなっています。

このことから、本県では相談支援専門員や障害者福祉施設従事者が相談・通報に大きな役割を果たしており、現場での障害者虐待防止法の理解が深まり、虐待事案を潜在化させることなく、まずは相談・通報するという考え方が浸透していると考えられます。

(2) 本県の取組

①相談対応等

障害者虐待に関する相談に応じるとともに、市町間の調整や情報収集・分析・提供など市町を後方支援する役割を担う「滋賀県障害者権利擁護センター」を設置・運営（障害福祉課に相談員を配置）

②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

- ・市町職員・虐待防止センター職員向け障害者虐待防止・権利擁護研修会
[令和6年6月3日（講義）、9月6日（演習）]
- ・障害福祉サービス事業所従事者向け障害者虐待・権利擁護研修会
[令和6年11月27日（南部会場）、12月4日（北部会場）]

③施設従事者等虐待再発防止の取組強化

虐待事案が発生した施設等に対して、専門職員（社会福祉士等）を派遣し虐待の生じた要因等を分析するとともに、改善に向けたアドバイスや施設内研修を実施。

④県民等への啓発

県民向けのパンフレットを作成し、市町や事業所など関係機関を通じた周知・啓発

本県では、今後も引き続き、県内における障害者虐待の状況を把握するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修や、障害者権利擁護センターでの相談や啓発を実施していきます。

また、障害者福祉施設従事者等による虐待事案については、弁護士や社会福祉士など専門職種も加えた事例検証会議を定期的に実施しています。事例の分析を通じて、虐待のあった施設への適切な指導・助言、相談員のスキルの向上や虐待防止に向けた取組等を充実させるとともに、障害者福祉施設や企業の従業者、県民等の障害者の権利擁護に関する意識の向上に努めていきます。